

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

南部町長 陶山 清孝

1. 協議の場を設けた区域の範囲

谷川地区

2. 協議の結果取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人	1
個人	7
集落営農	0

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来の在り方

- ・ 白ネギ、ブロッコリー等の畑作生産物を明確にして団地化等生産しやすい環境を整備する。
- ・ 定年帰農しやすい環境を整備する。
- ・ 地区内外からの就農希望者を担い手等で研修生として受け入れ、将来の地域農業の担い手として育成する。